

東北地区不動産公正取引協議会

2024年度 事業計画

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

新型コロナウイルス感染症5類に移行し行動制限が無くなったことで、停滞していた経済活動を活発にするため長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）を始めとする金融緩和政策等が実施されたことで、令和5年度末には株価が最高値を更新するなど、今後さらに活発に動いていくことが予想されています。

不動産取引においても、新設住宅着工件数は物価高により減少傾向にあるものの、反面、既存住宅の流通は増加傾向が見られるため、好調に推移することが予想されています。

このような中であっても、当協議会の役割は変わらず、景品表示法に基づく公正競争規約の遵守であります。一般消費者が誤認しないよう会員はじめ広告代理店等に対し更なる規約の普及・周知徹底を図り、不動産広告のより一層の適正化に取り組んで参ります。

引き続き、公正競争規約の遵守啓発活動を通じ、業界の信頼向上に繋がるよう運営して参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

1 公正競争規約違反の未然防止

(1) 事前相談業務の実施

当協議会及び構成団体の役職員が、所属会員、賛助会員、広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行います。

(2) 講師育成及び調査員、公正競争規約担当者に対する実務研修会の開催

日常的に構成団体会員、賛助会員、広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員や公正競争規約担当事務局職員を対象として研修会を開催し、構成団体において担当役職員、また各構成団体所属会員が公正競争規約の普及、周知徹底ができるよう業務知識の更なる習得を図ります。

(3) インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様に取り組みます。

2 公正競争規約の普及活動

(1) 加盟事業者に対する研修会の開催

構成団体において、所属会員を対象とした「不動産の公正競争規約」に関する研修会を開催し、公正競争規約の周知徹底を図ります。

(2) ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に広報し、公正競争規約を広く一般に周知します。

(3) 公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、会員事業所の店頭における掲示を促進させ、事業者のコンプライアンス意識の向上を図ります。

(4) 賛助会員の入会促進及び周知

不動産広告の適正な表示を徹底するため、不動産広告を企画・制作する広告会社等に対し、賛助会員としての入会促進を図ります。

(5) 公正競争規約

新規会員等へ規約書等の冊子を頒布しつつ不動産公正取引協議会連合会のホームページも併せて活用し、改正された不動産の公正競争規約等の普及促進に努めます。

3 公正競争規約の遵守状況調査

9月を「不動産広告の調査月間」と定め、構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努めます。

4 公正競争規約違反案件の指導及び是正措置

(1) 公正競争規約違反案件の受付と調査及び措置

「公正競争規約」に基づき、違反案件について円滑な対応を図ります。

(2) 移送事案等の処理

消費者庁、公正取引委員会、都道府県他関係官庁等からの移送事案、一般消費者等からの申告事案については、地区調査指導委員会の協力を得ながら、迅速な対応を図ります。

5 関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引き続き消費者庁、公正取引委員会、国土交通省、東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法の所管課との連携を図ります。

さらに、不動産公正取引協議会連合会、一般社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努めます。

6 事務局固定化に伴う規程等の変更

当協議会事務局を令和7年度より宮城宅建に固定化することを踏まえ、固定化による各種規程の変更が必要となる、本年度、各関係規程の変更を進めます。